

香川県環境基本計画（素案）について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先
 環境政策課
 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
 電話：087-832-3213/FAX：087-806-0227
 E-mail：kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

平成27年9月8日から平成27年10月7日までの期間、香川県環境基本計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、個人3人、1団体から18件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉		〈提出されたご意見の数〉	
個人	3	計画の推進に関すること	14件
団体	1	その他	4件
合計	4	合計	18件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
1. 計画の推進に関すること	
<p>県行政による具体的な取組みがあいまいであり、明示されていない。</p> <p>県が主体的に積極性を持って施策取り組むためにも、「各主体の取組方向」に県民、事業者、民間団体に加え、県行政の取組みを追加することを要望する。</p>	<p>「第4章 環境の保全に関する施策展開の方向」の「施策の方向」の項目において、県が行う施策についてできる限り具体的な取組みを記載していることから、「各主体の取組方向」に、県行政の取組みの区分は設けておりません。</p>
第1節 環境を守り育てていくための人づくり、地域づくり	
<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した製品の認定やPRにとどまらず、県発注工事での優先使用や使用の義務付けなど、一歩踏み込んだ取組みが必要である。 環境指標「環境に配慮した製品の認定件数のうち県発注工事での採用実績（件数）」を追加すべきである。 	<p>本県では「香川県環境配慮モデル普及促進要綱」を定め、県が工事の発注を行う場合、認定製品をその品質、数量、価格等に留意し、率先利用に努めるものとしています。しかしながら、こうした留意事項等については各工事の現場においてそれぞれ個別に判断する必要があることなどから、認定製品使用の義務付け等は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。</p> <p>上記のとおり、県工事での認定製品の使用の義務付け等は困難であることなどから、採用実績を環境指標に設定しておりません。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第2節 地域から取り組む地球環境の保全	
<ul style="list-style-type: none"> ・「2-1-3 低炭素型まちづくりの推進」に、「インフラ整備における環境負荷低減の推進」を加えるべきである。 香川県では、平成 25 年度から総合評価方式において、「① セメントに係る CO₂排出量削減の取組みにおける評価」、「② 骨材及び生コンクリート CO₂排出量削減における評価」の2項目を追加し、試行しているが、建設業界において環境負荷低減の意識づけとして効果的なため、この施策を本格運用にすることを、明示すべきである。 ・環境指標に「県公共工事における CO₂排出量（または率）」を追加すべきである。 	<p>県では、開発事業者对环境への配慮を自主的かつ積極的に取り組んでいただくために、「環境配慮指針」を定め、エネルギーの有効利用や省エネルギーなどに努めていただくこととしています。県発注工事に関する総合評価方式における「地球温暖化対策（CO₂排出量削減）」に関する評価については、試行段階であり、今後、本評価制度の実効性等について検証する必要があることなどから、現時点では「インフラ整備における環境負荷低減の推進」を明記できる段階でないと考えますが、今後とも研究してまいります。</p> <p>また、上記のとおり、県公共工事における CO₂排出量に関する評価につきましては、試行段階であることなどから、CO₂排出量を環境指標に設定しておりません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「省エネルギー対策」について、コンクリートの材料となる骨材等を地産地消することにより輸送に伴う環境負荷量の低減が図れるため、建設原材料の県産品使用の推進を明記すべきである。 ・「各主体の取組方向」の県民及び事業者の欄に「県産品建設用原材料の利用」を追加すべきである。 	<p>本県の公共工事では、県内産の建設資材の優先使用について、香川県工事請負契約約款により受注者に対して努力義務を課しているところです。しかしながら、その原材料の優先使用については、工事材料の製造業者等との調整など課題があるため、早急な対応は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。</p> <p>「各主体の取組方向」に関するご意見については、ご指摘を踏まえ、運搬原材料を使い工事を実施する事業者の欄に、「事業活動に必要な原料や材料の調達において、地産地消を心がける」を追記します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「各主体の取組方向」の表に、取組の主体として、県民・事業者・民間団体とあるが、これに加えて香川県自身ができることを明記すべきである。 	<p>県行政の取組みについては、「施策の方向」の項目に記載しており、「各主体の取組方向」の表には、様々な主体に期待される取組みを記載しております。</p>
第3節 環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成	
<ul style="list-style-type: none"> ・認定リサイクル製品は、県ホームページ等により紹介されているが、県公共工事に使用する域に至っていない。基本計画の「リサイクル製品の利用促進」に、建設関連資材のリサイクル製品の利用推進も明記すべきである。 ・リサイクル製品の認定やPRに留まらず、県発注工事での優先使用や使用義務化を明記する必要がある。 	<p>本県では「香川県環境配慮モデル普及促進要綱」を定め、県が工事の発注を行う場合、認定製品をその品質、数量、価格等に留意し、率先利用に努めるものとしています。しかしながら、こうした留意事項等については各工事の現場においてそれぞれ個別に判断する必要があることなどから、認定製品使用の義務付け等は困難であると考えますが、今後とも研究してまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第4節 自然に親しみ、自然とともに生きる地域づくりの推進	
<p>自然な生態系が急速に変化しているように感じるが、数十年前の自然の生態系の資料等を後世に残してほしい。</p> <p>自然史博物館をつくってほしい。</p>	<p>県では、県内の自然科学系の専門家等により設立された「特定非営利活動法人みんなで作る自然史博物館・香川」と協働して、本県の自然や生き物に関する理解を深めていくための啓発活動等を実施するとともに、野鳥や昆虫等の標本や生態系に関する資料の保管・展示に努めています。</p> <p>現在のところ、新たな施設の整備は考えておりませんが、今後とも、県内の自然史を含め、生態系に関する保全・啓発活動に取り組んでまいります。</p>
第5節 安全で安心して暮らせる、快適な生活環境の保全	
<p>騒音対策として、電車の踏切を通過するときの騒音と警報機の騒音・振動を軽減する対策を入れてほしい。</p> <p>軌道路盤が電車の大型化・重量化・高速化に対応できておらず、踏切や鉄架橋の通過時に、騒音や振動が発生している。また、警報機の音質や音量が、都内私鉄に比べ耳に響き、鳴る時間も長いため、沿線的生活環境に影響を与えている。</p>	<p>電車の走行音や踏切の騒音、振動については、法令による規制や基準がないことから、記載はしておりません。いただいた意見は、鉄道事業者にお伝えしておりますので、具体的な内容は事業者とご相談ください。</p>
2 その他	
<p>p 7の章の表紙のタイトルと、p 8のタイトルが違っている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、p 7の章目次を「香川県の自然環境と社会経済」とし、p 8と統一します。</p>
<p>p 8の写真に、タイトルあるいは解説を明記してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、p 8の左下の写真に「瀬戸内海」、右下の写真に「讃岐平野」を加えます。</p>
<p>p 11の説明文に対応した図（平成24年度の産業別県内総生産の内訳または内訳の推移図）を示してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、p 11に県内総生産の産業別（第1次、第2次、第3次）割合の推移がわかる図を追加します。</p>
<p>p 31 図2-2と図2-3の積み上げ棒グラフの順番と凡例の順序が逆になって見づらい。凡例の順番を修正すべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、p 31の図2-2及び図2-3の凡例の順番を改め、棒グラフと合わせます。</p>